

# 岩見沢官製談合事件と 日本の競争政策の深化

Iwamizawa Official-led Bid Rigging Case  
and Deepening of Japanese Competition Policy

丹野忠晋  
Tadanobu TANNO

## 要 旨

日本の公共調達における入札談合は数多く見られる。その中で岩見沢官製談合事件によって初めて官製談合防止法の適用がなされた。この事件の原因や真相は日本の官製談合の一つの典型例である。また日本の入札制度改革や競争政策が岩見沢官製談合事件を切っ掛けとして現在でどのように変わっていったのかを俯瞰する。さらに事件の概要からどのように入札制度改革すれば競争的な環境を維持できるのかを述べる。

## 1. はじめに

岩見沢市は北海道の中部にある空知支庁所在地の都市である。2002年5月、公正取引委員会（以後公取委）は岩見沢市の土木・建築会社に立ち入り調査を実施した。翌2003年1月、公取委は岩見沢市の公共事業の入札において入札参加業者が談合を行っていたとして勧告と審決を行った。同時に、この談合は官製談合であったとして発注者である岩見沢市長に対して、この年の1月に施行された入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置を要求した。

この官製談合を防止する目的の法律は2000年に公取委が勧告を出した北海道上川支庁発注の農業土木事業での談合が大きな契機となって作られた。さらに近年は国土交通省北海道開発局を舞台に官製談合事件が起こったことは記憶に新しい。このように北海道では他の都府県に比べ談合とくに官製談合が後を絶たない。本論では入札談合事件の一つのケーススタディーとして岩見沢官製談合事件を取り上げる。入札談合等関与行為防止法の初適用となった本事件の構造は他の談合事件と相似である事が分かる。他の事例と同様に業界の協会や天下りが大きなカギを握って

いる。この談合の詳細な実態は談合のメカニズムをある程度解き明かした。また同事件が解明されるにつれて同市の入札制度改革が推進された。その経緯は十分ではないといえ日本の公正な競争を確保するための入札制度改革の効果も知る事ができよう。競争政策と入札制度改革のどちらが談合を防止できるかという問いがあるが、談合の摘発を切っ掛けに入札制度がより競争的な枠組みに変化することを考えると両者は同じ政策目標に対する異なったアプローチであると言える。

このようなケーススタディを取り上げたのは日本の談合に関する事例の蓄積があまりないことである。欧米のカルテル事件に関しては Connor (2008) や Harrington (2006) などの経済学者による事例の分析がある。しかし、価格カルテルが中心で公共調達における入札談合を深く分析してはいない。また日本においては鈴木満 (2005) や武藤博己 (2003, 2006) 等の良書もあるが経済学的な視点で書かれたものではない。この小論では公正取引委員会の勧告、新聞記事、あるいは今野敦志・水野康明 (2003) 等を参考にして、経済学的な視点から談合の実態を解明しそれに加えて入札制度改革の有り様を探る。

本論の構成は以下の通りである。2節は談合の経緯である。3節は談合の実態を詳しく述べる。さらに4節は岩見沢市の入札制度改革について述べている。5節はまとめである。

## 2. 岩見沢官製談合事件と入札制度改革の概要

岩見沢市は北海道の中部にある現在人口約9万人の空知支庁所在地の都市である。岩見沢市は年間百数十件、60億から90億円の土木建設工事を発注している。同市出身で自治省官僚であった能勢邦之氏は市長選出馬を要請され、1990年10月に岩見沢市長選挙に当選した。当時、市の借入金は約130億円に達しており財政再建は至上命題であった。1994年ごろまでは建設業界団体主導の談合が続いていたが、その後二期目に入った頃から市主導の官製談合に変わった、あるいは官製談合は10年も続いていたという異なった報道がありこの官製談合の起源は定かではない<sup>(1)</sup>。市建設部の特定職員が年度毎に発注目標額を記載した業種・業者別工事発注計画書を作成した。高額の工事の本命業者決定にあたっては能勢市長に計画書を示し事前の確認を受けていた。

また気に入らない業者を指摘するとその担当者は指名業者リストからその業者を半年ほど外したりしたこともあったという。受注予定業者は、過去五年間の平均受注額に基づいて当年度の発注目標額を設定した業種・業者別工事発注計画書を作成し、目標額を達成できるよう受注予定業者を決めていた。このような方式は落札予定者が決まった後に市の幹部職員は能勢市長の「天の声」を岩見沢建設協会の事務局長に本命業者と予定価格に近い価格を漏らした<sup>(2)</sup>。

当時この事務局長と岩見沢建設協会の会長は、同市の建設部の元部長であった。この建設協会を通じて落札予定業者の伝達が行われ、実際に落札できるよう指名された他の業者との入札価格の調整が行われた。2001年に同市が発注した工事の約9割の入札が予定価格に対する落札価格

## 岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化

の割合の落札率が95%を超える結果となっていた。管工事に対しては岩見沢管工事業協同組合が同様の役割を果たしている。

市長が主導して談合に荷担しない企業が指名業者から外れる鉄壁に思える談合でも小さな競争圧力が働く事もある<sup>(3)</sup>。2002年2月19日に実施された公募型競争入札では談合を嫌う業者からの要望を市が受け入れて指名競争入札でなく公募型競争入札で行う事となった。市内外の9つのJV(共同企業体)が参加したが、前市長が決めた予定価格が低すぎたため3回の入札で予定価格を下回る業者が出なかった。そこで「不落随契」と呼ばれる随意契約に切り替えた<sup>(4)</sup>。しかし、当時絶大な力を持っていた市長に対して「担当者が随意契約となったことを報告すれば必ず市長から叱責される」ので、随意契約を隠すため入札調書では三回目に予定価格と同額の札を入れたJVが落札したことにした。おそらく落札することであろう競争企業の利益を低めるために行った予定価格の引き下げが行き過ぎてしまった事及び市職員の恐れによる不正によって偶然に発覚したのでであろう。この事例は特殊であるとはいえ、競争的企業の中で特にアウトサイダーにとってある談合は望ましくないことを如実に示している。そして、談合が官製であれば発注者側は容易にそのようなアウトサイダーを排除できることが分かる。

2002年5月21日、公取委は岩見沢市の土木・建築会社、岩見沢建設協会、および岩見沢市役所に立ち入り調査を実施した。このように公取委は当初よりこの談合は官製談合であり、また岩見沢建設協会が「連絡役」を担っていると認識していたと推察できる。調査以降、岩見沢市は工事の発注を一時中止した上で談合の解明のための調査委員会と入札手続き等緊急検討委員会を設置した。2002年07月10日、中断していた入札を(1)指名業者を増やし、(2)地域限定の一般競争入札を導入し、(3)予定価格の事前公表という制度改革を行った上で入札を実施したところ落札率は下落した。また電子入札を北海道内で初めて試行することを表明して、その後岩見沢市電子入札規則(平成14年7月31日規則第15号)を制定して電子入札を実施した。談合の事実解明の過程において市長は官製談合を否定して市の内部調査で「組織的ではなかった」と偽りの中間報告を市民に示していた。さらに市の職員は公取委の命令を無視して記録書類などを廃棄し調査の妨害も行っていた。しかし、2002年10月6日任期満了に伴う岩見沢市長選挙で現職市長は敗れ三期十二年間の能勢体制が崩れた。

翌2003年1月30日、公取委は岩見沢市の公共事業の入札において入札参加業者が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反していたとして126名(延べ138名)に対し勧告を行った。その後に吸収合併により消滅した1社を除く125名は、いずれも勧告を応諾した。それを受けて公取委は、2003年3月11日、勧告と同趣旨の審決を行うと共に、この談合は官製談合であったとして発注者である岩見沢市長に対して、この年の1月に施行された入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置を要求した<sup>(5)</sup>。一方、岩見沢市は勧告業者に対する市の工事入札への指名停止処分期間を官製談合であったため通常より短い1.5カ月とすると発表した。

停止期間中の入札はたった2件であった。その後旧北海道開発局、北海道、札幌市、千歳市、苫小牧市などの主な国の機関や自治体がそれらの業者の一部に指名停止処分を行った。また北海道開発局は排除勧告を受けた業者のうち、国交相許可業者で道内に本社がある五社に営業停止処分を決めた。

通常、官製談合は政治家と業者が市民の税金を吸い取って利益を上げるシステムに思えるが、この岩見沢市の官製談合は業者に相場より安い工費を押しつけ財政危機を回避するためのシステムだったという見方がある<sup>(6)</sup>。これは新聞社が地元業者を取材した結論なので一概に正しいと限らない。一方で、地元業者の安定的な受注を目指して官製談合を行ったと当局側は主張している。安定受注と安値の取引を市と業者が行ったとも言えるだろう。アウトサイダーが競争的な入札を導入する要求を行った事例から見ると非効率な企業が温存された結果、そのような企業が採算が合わないと言っていると考えられる。市当局としては費用削減の努力を常に行うのは当然であるが、官製談合で守られた企業は技術革新への意欲が乏しく経営効率ができなかったのが真実であろう。また機会の平等への懸念から競争を求める声も存在した<sup>(7)</sup>。それは、談合が発覚する前に岩見沢空調衛生工事業協会が「岩見沢市発注の公共工事の入札に対して公正な競争の推進と外部からの不正行為を排除する」旨を謳った同意書を作成した。この「外部」とは実は岩見沢市のことであり談合を仕切っていた岩見沢建設協会から脱会することが記されていた。同意書を作成した企業からは市長サイドの業者は上手く取り入って利益を上げるように映ったのであろう。

### 3. 談合の実際

公取委から勧告を受けた取引分野は一般土木、造園、建築、管、ほ装、及び電気の各工事に係る指名業者である<sup>(8)</sup>。しかし、一般土木と造園は両方の入札において企業が入札を行うケースがあり、岩見沢市も同一の発注者が両工事にまたがって発注した事例もあるので両工事は同一の取引分野と見なされる。よって公取委は2003年3月11日に合計5つの勧告を行っている。表1 岩見沢官製談合勧告概要はその勧告の主な要点を抜き出したものである<sup>(9)</sup>。この事件で126社、延べ138社への勧告を行った。その後吸収合併して消滅した1社を除く125社に勧告と同趣旨の審決を行った。

この5分野は日本標準産業分類中の大分類ではすべて建設業になっており、電気設備を含めた建物の建築、配管や舗装を含めた道路工事そして公園の整備まで範囲を広げた土木と我々がイメージする自治体の公共工事をすべて網羅していると言えよう。課徴金の算定は、違反行為実行期間の最大3年間におけるカルテル対象商品等の売上高を合算する。そのため始期と終期が明示されるが3年を遡る談合には課徴金が課されない。しかし、どの談合も過去3年以上に渡って談合が繰り返された事が認定されている。課徴金額は業態や企業の規模によって異なるが、規模から言って一般土木と建築の割合が高いのは公共工事に関する我々の直感にも合う。その中で再犯

## 岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化

表 1 岩見沢官製談合勧告概要

事件番号	件名	内容	日本標準 産業分類 中分類	買手	被勧告 人数	始期	終期	過去から 行われて いたか	再犯 有無	課徴金額 (万円)
15(勸)1	及川産業(株)ほか45名に対する件	一般土木・造園工事	総合工事業	岩見沢市建設部、水道部及び産業経済部	46	19990401	20020521	1	1	26448
15(勸)2	(株)カツイほか41名に対する件	建築工事	総合工事業	岩見沢市建設部及び産業経済部	42	19990401	20020521	1	0	11306
15(勸)3	道央興産(株)ほか16名に対する件	管工事	設備工事業	岩見沢市水道部、建設部及び産業経済部	17	19990401	20020408 20020509	1	0	6974
15(勸)4	北立舗道(株)ほか15名に対する件	舗装工事	総合工事業	岩見沢市建設部及び産業経済部	16	19990401	20020521	1	1	4291
15(勸)5	千葉電気工事(株)ほか16名に対する件	電気工事	設備工事業	岩見沢市建設部及び産業経済部	17	19990401	20020521	1	0	3075

の有無を調べると一般土木と舗装工事について延べ7社が過去に独禁法に違反している<sup>00)</sup>。表2再犯企業の独禁法違反にまとめられている通り事件は2つある。大手の土木建設業者は名古屋市を巡る入札談合事件で摘発されており、地元北海道の企業は官製談合防止法制定の契機となった北海道上川支庁の談合事件に関わっている。このように再犯企業のリストとその事件を見ると少なくない建設業者が代表的な談合の当事者であり談合体質の根深さを感じ取る事ができよう。札幌に本社のあった企業の3社のうち1社が破綻してしまった事実はサンプルが少ないとはいえ談合が非効率的な企業を温存する働きを持っている傍証になるのではないかと考えられる。

表 2 再犯企業の独禁法違反

再犯企業	事件番号	地域
三井道路株式会社	10(勸)6	名古屋市
原田建設工業株式会社	12(勸)7	北海道 上川支庁
大成ロテック株式会社	10(勸)6	名古屋市
北央道路工業株式会社	12(勸)7	北海道 上川支庁
道路建設株式会社	12(勸)7	北海道 上川支庁
株式会社ガイアートクマガイ	10(勸)6	名古屋市
鹿島道路株式会社	10(勸)6	名古屋市

勧告を読むと昔から談合があったがそれがすべての企業が同意したのではなく談合破りや談合への誘いがあった事を垣間見る事ができる。表3 一般土木の談合への途中参加企業を見ると摘発の半年前に4社が一挙に談合グループに入った事が分かる（全体のうち1社は市外）。また北海道上川支庁の談合事件に関わった企業も途中参加組である。これらの企業はその前は競争的であったのかあるいは指名を受けてから談合に荷担したのかは今のところ分からない。しかしながら、官製談合であっても談合に荷担しない企業が存在した証拠にはなり得る。それは談合があったとしても小さいながらある程度の競争圧力はあるのである。先に挙げたJVの随意契約を落札した契約として偽装した事件はその証拠の1つである。

表3 一般土木の談合への途中参加企業

原田建設工業株式会社	平成11年5月26日
有限会社高瀬興業	平成13年11月21日
千田工業株式会社	平成13年11月21日
丸玉設運輸株式会社	平成13年11月21日
有限会社菱和重機	平成13年11月21日

表4 建設の談合への途中参加企業

事業者	期日
株式会社三雄建販	平成11年10月15日
株式会社西方建設	平成11年11月17日
三光建設株式会社	平成11年11月30日
株式会社泰進建設	平成11年12月15日
有限会社赤間板金	平成12年6月7日
福居木工こと 福居 和明	平成13年6月13日

表4 建設の談合への途中参加企業によると建設の談合への途中参加企業は6社（うち1社は市外）である。他に管工事は2社、舗装工事はゼロ、造園は2社（うち1社は市外）となっている。企業の所在地を見ると1つを除いて1社の市外企業が入っている。勧告人のほとんどが地元の企業なので市外企業ほど談合に加わる傾向が小さいと見て取れる。

岩見沢市の複数の職員は、能勢市長の了解の下に遅くとも1999年4月1日から2002年5月21日までの間に指名競争入札により建設部、水道部および産業経済部において発注する工事について、入札執行前に落札予定業者を選定して予定落札価格を決定していた。市幹部は、指名業者別に最近5年間における平均受注金額を算出してこれを基に事業者ごとの当年度中の年間発注目標額を記載した業種・業者別工事発注計画書を作成した。1000万円以上の工事については能勢市長に同計画書を示して本命業者を決定し、また1000円未満の工事は各発注部の職員が本命

## 岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化

業者を決定した。年度が進行するにつれて事業者の工事等級や年間受注目標額と既受注額との差等を勘案しながら年間受注目標額をおおむね達成できるように予想受注金額を設定していった。しかも、公取委が押収した資料によると前年度に予定額をオーバーした分とみられる「繰越分」を、2002年度の実績に加えるなどのきめ細かい作業を行っていた<sup>11)</sup>。その本命業者と落札価格は、個別工事ごとに

(1) 水道部において管工事として発注する工事を除く工事の場合は、2001年9月まではかつて岩見沢建設協会の事務局長の職にあった者に対し、同年10月以降は岩見沢建設協会会長の職にある者に対し

(2) 水道部において管工事として発注する工事の場合は、岩見沢管工事業協同組合の専務理事の職にある者に対しそれぞれ示していた。

それを受けてその協会と組合の事務局長らは本命業者に本命の指定と落札予定金額を通知した。岩見沢建設協会の事務局長と会長の職にあった者は、各々岩見沢市建設部の部長であった村田博好氏と及川大海氏である<sup>12)</sup>。官製談合事件の責任を取り会長は辞職したが、事務局長は留任している。

表5 岩見沢市の事業団体

岩見沢建設協会	41社
岩見沢管工事業協同組合	17社

この談合に関わった事業団体の会員数は合計58社である(表5 岩見沢市の事業団体)。勧告を受けた125社のうち約半数が岩見沢市の事業団体に属していた事が分かる。

具体的には各々の元部長が本命業者に電話連絡する。本命であることを告げた上で工事の設計金額の概数も具体的に提示した。本命業者はこれを受けて同じ入札に参加する指名業者らに電話する。新聞記事によると、ある業者は「元部長から電話がくれば自分が本命と分かった。業者同士お互いさまだから今まで誰も文句を言わなかった」と打ち明けたり、または入札金額が明確に指示されるため「入札前に工事の見積もりなどしたことはない」と証言する業者もいた<sup>13)</sup>。これが事実ならば自らの工事の費用を積算しない姿勢が談合企業の体質となっている。このような企業として行うべき事をしない行動を取らせてしまう官製談合は企業の高コスト体質を生み出す原因ともなる。このような談合スキームで2001年に同市が発注した工事の約9割の入札の落札率が95%を超える結果となっていた。

このような発注元のOBが業界団体や業者に天下ってパイプ役を務めるのは上川支庁の官製談合でも見られた談合スキームであり官製談合事件では普遍的な形態である。2007年の緑資源機構の官製談合事件では過去の受注実績の他に緑資源機構の退職者の在籍状況を勘案して受注企業

を決定していた等のバリエーションがある。天下りに関しては常々談合の連絡とその見返りとして注目されてきた。近年、それをもって天下りをなくそうという意見があるが、大企業に勤めて退職後に系列の会社に再就職をすることも民間では行われている。再就職に関しての職務義務やコンプライアンスの意識を徹底することなどで対応すべきであろう。談合の連絡係になった元部長には何もペナルティーを課されていない現状から厳罰に処す方策を取るならば天下りの連絡機能のある程度削減できるだろう。

また官製談合が安定受注を目標にして業者に工事の見積もりもさせない体質を醸成したコストは誰が負担するのだろうか？ それは企業自身である。例えば、社長が岩見沢管工事業協同組合の理事長を勤めていた管工事業の株式会社大有は2004年に札幌地裁岩見沢支部に自己破産の申し立てを行った<sup>(4)</sup>。2002年度は合計約7000万円を受注していたが、官製談合事件を受けた入札制度が改革された後の2003年度には合計約3000万円と受注額が半減してしまった。公取委から排除勧告を受け、課徴金約6百万円の支払いを命じられていたが負債総額約6億円という報道を見る限り過去の談合による高コスト経営が競争的な環境に耐えられなかったと言えよう。

官製談合であるので談合情報が市に寄せられても無視するのは当たり前である。しかし、2001年4月に施行された入札契約適正化法に談合情報を公取委に通知する義務がある。官製談合事件に関連して1997年10月から2002年5月まで岩見沢市が17件の入札前談合情報を入手していたにもかかわらず公取委に報告していなかったことが北海道新聞の調査で分かった<sup>(5)</sup>。このような情報隠蔽も官製談合から来る弊害であるが、発注者がどれほど入札市場をコントロールしようとも一部の潜在的な競争者や良識のある者はこのような利潤獲得の機会や不公正を許さないであろう。こうしたことから談合の一部が崩されるのであろう。

#### 4. 入札制度改革

2003年3月7日、岩見沢市官製談合事件に関する第三者委員会が市長だった能勢氏の同事件への関与を明確にし、再発防止策として道内自治体初の内部告発制度を盛り込むなどの先進的な内容を含んでいる最終意見書を提出した。事件解明については

1. 前市長の行為は、地方自治法、独禁法の違反にあたる
2. 官製談合に関与した職員は違法。このうち助役・部長の責任は問うが、課長の責任は問わない
3. 官製談合に関与していない助役、部長は監督義務違反
4. 指名委員会の委員は監督義務違反

とし、かつ官製談合再発防止策については

1. 内部告発制度の創設
2. 市職員の「天下り」禁止

## 岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化

3. 違反業者に契約額の2割相当の違約金
4. 発注部局部長以上（家族含む）の資産公開
5. 徹底した情報公開

という提言を行った<sup>16)</sup>。現在の入札制度からすると当たり前の内容だが当時からすると「先進的」な内容である。実際その談合防止策がどの程度機能するかは今後の落札率や工事の品質に関する情報を解析せねばならない。それであってもこのような制度的な枠組みを提言したことは評価しても良い。しかし、長年市のナンバー2を道職員が担ってきて能勢市長時代の助役は何も罪に問われることなく道へ戻っていった。官僚制度の深い解明がないままに道からの幹部市職員の派遣を続けているのが実情である。

さらにこの意見書を受けて岩見沢市は、談合の罰則を強化していった。談合に関与した業者の指名停止期間延長など罰則強化した。指名委員会の審議対象をすべて500万円以上の工事に拡大した。制限付き一般競争入札の実施基準は、5億円以上に引き下げた。また、電子入札を新年度から入札全体の20%に拡大した。業者選定過程をチェックするため学識経験者を含む入札監視機関を早期に設置する計画を行った。内部告発制度の創設や天下り禁止などは「今後検討する」と発表した。このように概ね第三者委員会の提言を聞き入れており当時としては先進的な入札制度を取り入れたと言えよう。

官製談合防止法により公取委から改善措置要求を受けた発注機関は、職員の入札談合等関与の行為の有無の調査や再発防止に関する報告を義務づける。岩見沢市の損害については市から依頼を受けた3人の大学講師らが行った<sup>17)</sup>。「すべての工事で予定価格の一割前後の不適切な減額が行われている」との実態を指摘した上で業者が受け取るべき約16億円の支払いを免れた結果として「市に損害はなかった」との結論を出した。第1に市が理由なく工事の予定価格を減額していた。次に工事途中の追加費用を業者側に負担させたなどで市が約16億円を「値切った」と主張している。業者には利益が出ない官製談合という事だがこれは予定価格の妥当性やもし競争的で有ったのならばどのくらいの価格になっていたのかという議論は示されていない。渡辺孝一市長はこの結果を受けて「仮に損害があった場合、業者の皆さんにさらなる負担を強いると危ぐしていた。今後はこの結果を踏まえ、公共工事の適切な執行を努めたい」などと述べた<sup>18)</sup>。

結論は地元企業優先の政治決着になった。しかし、実際の損害額は、効率的な近隣の競争企業が工事を行った場合と比較した経済学的な手法による推計でしか把握できないだろう。

## 5. おわりに

岩見沢官製談合事件は市長が主導する談合であり天下りした元市職員が連絡係を務める等近年の官製談合事件と相似な事件である。事件発覚後の入札制度改革により様々な入札制度の改変が提言されてきた。その一部は電子競争入札に代表されるように同市の公共調達の手法に取り入れ

ていった。元職員や企業への損害賠償を請求しなかったとはいえ従来の談合への対処に比べて格段の厳しさがあつた。また事件をよく見ると入札前の談合情報の提供や競争企業による一般競争入札の提案など小さな競争圧力が官製談合であっても存在した事が分かつた。また官製談合であっても予定価格が恣意的に付けられており談合企業にとって利益が出る談合ではないという意見もある。実際に競争的な企業と比べて談合企業は高コストであるかどうかは実際に計量経済学的な分析を待たねばならない。競争的な入札になってから少なくない談合企業が倒産した事により談合企業は競争力が無く、よつてそのような企業から工事を調達した岩見沢市は損失を被つていたことは確かであろう。今後は損害賠償請求のような手法も取られてくつと思われが、その前に共謀企業が競争的になる切つ掛けを作つて倒産の憂き目に遭うコストも考えるべきであろう。

本研究の一部は2010年3月に札幌大学近代経済学研究会で丹野が報告を行つた際に山田玲良教授や松本源太郎教授に大変有意義なアドバイスを頂き参考とすることが多かつた。また同大学院の井下亮太氏に研究補助を行つて頂いた。これらの皆様に深く感謝する。もちろんあり得べき誤りは全て筆者に帰する。また、この研究は、跡見学園女子大学、平成21年特別研究助成費の成果の一部である。また、科研費(21530231)の助成を受けた。これらの研究助成に感謝する。

## 注

- (1) 北海道新聞2003年1月20日、朝日新聞2003年01月24日、北海道新聞、2003年1月30日、北海道新聞、2003年2月14日。また第三者委意見書によると、同市の官製談合は少なくとも1992年からあつた。同年4月、当時の助役が発注部門の課長職の職員に過去3年間の受注実績表を作成させ、数字を書き加え業者ごとの受注目標額を設定したとされる。1998年度の割り付け表も公取が押収した資料から発見されている。以下の官製談合の様子は新聞記事による。
- (2) 朝日新聞2002年05月24日。
- (3) 北海道新聞2003年1月22日。
- (4) 予算決算及び会計令第99条の2、地方公共団体は地方自治法施行令第167の2第8号に基づく。同市では三回入札して不調だつた場合に最も低い価格の業者と協議して予定価格以内での随意契約を行う。最近は不落随契に移行せずに入札を不調として再度指名業者を変える自治体も増えてきている。
- (5) 正式名称は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律という。2006年に改正され職員が談合を唆すことを行つたときは、5年以下の懲役又は250

## 岩見沢官製談合事件と日本の競争政策の深化

万円以下の罰金に処する規定が付け加わった。

- (6) 北海道新聞, 2003年1月30日.
- (7) 北海道新聞, 2003年2月1日.
- (8) 平成15年3月11日, 「平成15年(勸)第1号 及川産業(株)ほか44社に対する件」, 「平成15年(勸)第2号 (株)カツイほか41名に対する件」, 「平成15年(勸)第3号 道央興産(株)ほか16社に対する件」, 「平成15年(勸)第4号 北立舗道(株)ほか15社に対する件」, 「平成15年(勸)第5号 千葉電気工事(株)ほか16名に対する件」.
- (9) この表は丹野他(2008)にある付録を参考に修正を行ったものである.
- (10) 原田建設工業株式会社は商業変更した後に2009年に破産手続きを行っている(北海道建設新聞2009年10月21日).
- (11) 北海道新聞, 2004年6月30日.
- (12) 北海道新聞, 2002年5月29日.
- (13) 北海道新聞, 2002年6月6日.
- (14) 北海道新聞, 2004年6月16日.
- (15) 北海道新聞, 2004年6月28日.
- (16) 北海道新聞, 2003年3月8日.
- (17) 北海道新聞, 2005年3月22日.
- (18) 北海道新聞, 2005年03月24日.

### 参考文献

Connor, John M., "Global Price Fixing (Studies in Industrial Organization)," Springer, 2008.

Harrington, Joseph E. Jr. "How Do Cartels Operate?" Foundations and Trends in Microeconomics, August 2006.

今野敦志, 水野康明「岩見沢市発注の建設工事の入札参加者による独占禁止法違反事件について」公正取引, 2003/5, 631号, pp.73-78

鈴木満「入札談合の研究—その実態と防止策」信山社出版, 第2版, 2005年.

丹野忠晋, 横田武, 宇野貴士, 加藤雅俊「カルテルの実態調査と経済理論分析」競争政策研究センター共同研究報告書, CR 03-07, 2008年3月, pp.1-57. (付録 pp.1-45.).

武藤博己「入札改革」岩波書店, 2003年.

武藤博己「自治体の入札改革—政策入札—価格基準から社会的価値基準へ—」イマジン出版, 2006年.